

## いちご版（栃木県版）「福祉SOSゲーム」の貸出しに関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会（以下「推進協議会」という。）が作製した、いちご版（栃木県版）「福祉SOSゲーム」（以下「ゲーム」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出目的）

第2条 推進協議会会長は、地域住民同士で支え合う仕組みの構築のために、地域住民を支援する団体又は会員に対し、福祉課題や社会資源の理解と、相談対応力の向上を目的とした会議、講演会、勉強会、研修会等において使用する場合に限り、ゲームを貸し出すことができるものとする。

（貸出ゲーム）

第3条 貸出ゲームは、ケースカード、取扱説明書、社会資源の概要及びマップを1セットとし、1回につき10セットまで貸出しできるものとする。

（貸出手続）

第4条 ゲームの使用を希望する者は、貸出申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）を使用する日の10日前までに、推進協議会会長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用する6月前から受け付けるものとする。

（貸出承諾基準）

第5条 推進協議会会長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれにも該当しないときは、ゲームの貸出しを承諾することができる。

- (1) ゲームの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 営利目的に使用するとき。
- (5) ゲームを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (6) ゲームが使用できない状態にあるとき。

(7) その他、推進協議会会長がゲームの使用について不適切と認めたとき。

(貸出承諾の通知)

第6条 推進協議会会長は、申請書を受付後、速やかにゲームの貸出しの承諾について審査し、貸出承諾・不承諾決定通知書（第2号様式）により、当該申請書を提出した者に対し、通知しなければならない。

(貸出期間)

第7条 ゲームの貸出期間は、原則として、ゲームを使用する会議、講演会、勉強会、研修会等の開催期間及びその前後の日とし、最長20日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、推進協議会会長が、必要と認めたときは、この限りでない。

(費用負担)

第8条 ゲームの貸出しは、無料とする。ただし、郵送で貸出しを行った場合における費用は、ゲーム貸出しの承諾を受けた者（以下「使用者」という。）が負担するものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、ゲームの使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 承諾を受けた用途のみに使用すること。
- (3) 貸出期間を超えて使用しないこと。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 毀損し、汚損し、改造し、又は亡失しないこと。
- (7) 使用について疑義が生じた場合は、推進協議会の指示に従うこと。
- (8) 使用報告書（第3号様式）を貸出期間内に提出すること。
- (9) その他、推進協議会会長が、承諾に際して付した条件に従って使用すること。

(貸出承諾の取消し)

第10条 推進協議会会長は、使用者が前条に規定する事項を遵守しなかったとき、その他この要領の規定に違反したときは、ゲームの貸出しの承諾を取り消すことができる。

2 前項の規定により、推進協議会会長が、ゲームの貸出しの承諾を取り消したときは、以後その者への貸出しは行わないものとする。この場合において、使用者に生じた損害に関し、推進協議会は一切の責任を負わないものとする。

3 推進協議会会長は、第1項に規定する場合のほか、やむを得ない事情があると認めるときは、ゲームの貸出しの承諾を取り消すことができる。

(損害賠償等)

第11条 使用者は、ゲームを毀損し、汚損し、改造し、又は亡失したときは、使用者の責任及び負担により原状に復し、又は推進協議会に対し、損害を賠償するものとする。

2 推進協議会会長は、使用者がゲームを原状に回復しないで返還したときは、使用者に対して、当該回復に必要な費用を請求することができる。

(免責事項)

第12条 推進協議会は、ゲームの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対し、一切の責任を負わない。

(承認手続等の省略)

第13条 この要領に定めるもののほか、ゲームの貸出しについて必要な事項は、推進協議会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年9月15日から施行する。